

令和3年4月20日

関係者各位

しま共通地域通貨発行委員会
事務局長 石橋 哲也
(公印省略)

しまとく通貨の取り扱いについて（再通知）

本委員会の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

しまとく通貨の取り扱いについては、令和3年3月31日付で通知しているところですが、ご存知のとおり、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されるなか、長崎県においても新型コロナウイルスの感染が急拡大しているとして、県全体の感染段階をステージ3へ移行するとともに、県下全域に警戒警報が発令されたところであります。

このような状況に鑑み、しまとく通貨の取り扱いについては、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、発行再開時期については、今後の情勢を見極めながら検討することとしており、再開の見通しが立ち次第すみやかにご連絡申し上げます。

記

- 1 しまとく通貨（本来事業分）
 - ・令和3年4月23日～一旦休止
 - ※ただし、令和3年4月20日までに販売済みの催行決定分については対象とします。
- 2 観光産業緊急支援事業（長崎県観光連盟受託事業分）
 - (1) 長崎県内発着商品
 - ・令和3年4月23日～一旦休止
 - ※ただし、令和3年4月20日までに販売済みで、4月30日までの催行分については対象とします。
 - (2) (1) 以外
 - ・令和3年4月1日～休止中
 - ※ただし、令和3年3月31日までに販売済みで、4月30日までの催行分については対象としています（令和3年3月31日通知済）。

しま共通地域通貨発行委員会 担当：井手・平 tel:095-833-2051 fax:095-824-6993 mail:shimatoku@nagasaki-chosonkai.gr.jp
--